

議案第 69 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

専決第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

伊賀市長 岡本 栄

## 伊賀市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊賀市市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年伊賀市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち伊賀市市税条例第 51 条第 2 項に 1 号を加える改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改め、同条例第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。